「人間50年から、人生100年 時代へ」まだまだ50年!

日本維新の会目黒区議団 松田 哲也 議員

今50才(女性)の平均寿命は90才、 2016年生まれの4人に1人は95才以 上。人生100年時代に備えよ。

<健診から受診へ>

重症化後の病院はコスト、予防のため の病院は投資。データヘルスを活かせ。 区長 次期データヘルス計画では、特 定保健指導の実施率向上等の健康課題 を掲げ、設定した目標に向け生活習慣 病の重症化予防など具体策を検討して おり、策定に向け準備を進めている。

<認知症の発見> 今日は何月何日か尋ねるより、科学的 検査で早期に確実に改善につなげ。

区長 適切な治療や対応により、安心 して暮らし続けられるよう、認知症の 早期発見の効果的な取組みについて調 査研究し、検討を進める。

<知的な刺激でいつまでも現役>

第 253 号

脳や心の活性化は健康に不可欠だ。国 の学び直し制度も活用せよ。また、定年 の概念を改め元気な方の就労を支援 し、人口減少社会の健康長寿も図れ。

区長 労働行政に係る国の事業は、ワ ークサポートめぐろで適切な案内等に 留意する。区民の健康長寿の延伸に向 け、高齢者の健康づくりや社会参加の 促進を図る区の事業の充実に努める。



難病指定傷病者の支援、認 知症患者の見守りの充実

小沢 あい 議員

平成27年に難病医療法が施行され、 難病患者への支援が強く求められてい るが、目黒区としての支援体制、交流や 情報交換の場づくりはどのようになっ ているのか伺う。

区長 難病患者の医療費申請の窓口と

なるとともに、療育相談や日常生活指 導等を行っている。また、パーキンソン 教室や講演会を実施するとともに、保 健師が療養に関する相談や支援を行っ ている。

認知症患者の徘徊活動が社会問題化 しているが、昨年度における目黒区で 発生した徘徊件数と発生時のフォロー について、また区が補助しているGP Sサービスの実働数について伺う。

区長 28年度の行方不明高齢者は12 件。身元不明高齢者は4件。警察等と

も連携するなど、早期発見に努めてい く。位置情報確認サービスの利用者数 は31名。確認検索回数は44回。

今後の包括支援センター認知症相談 員増員や時間延長などの「認知症の方 を見守る地域づくり」の実施手順及び 課題はどのように検討されているのか

区長 30年度予算案に、認知症コーデ ィネーターの増員と相談支援に向けた 開設時間の延長にかかる経費を計上 し、支援体制の充実を図っていく。



専門職を常勤配置せよ!チー ム学校でいじめ不登校対策

竹村 ゆうい 議員

教員の長時間労働は深刻化し、教員 の負担軽減は急務である。教員が何で もこなしてきた学校組織を専門家集団

によるチーム学校に変えるべき。 いじめ不登校の適切かつ迅速な支援 のため、スクールソーシャルワーカー の増員を早急に求める。

教育長 学校、保護者、関係機関と連携 協力し、今後ともチーム学校の推進に 努めていく。スクールソーシャルワー カーの拡充と配置方法は、区立小・中学 校における支援ニーズの今後の推移や 近隣区の状況、国や都の動向を注視し ながら、調査研究を進めていく。

専門職機能を強化するため、心理の 専門家であるスクールカウンセラーや 福祉の専門家であるスクールソーシャ ルワーカーを常勤採用すること、専門職

チームを拠点校配置することを求める。

教育長 スクールカウンセラー及びス クールソーシャルワーカーの常勤化と 配置形態は、全国的な課題と捉えてお り、今後も国や都の動向を注視しなが ら、調査研究していく。

教員側と専門職側とを繋ぐコーディネ ーターの存在も重要視すべきと考える。 教育長 今後とも、様々な情報収集を

行い、あるべき姿を追求していく。



看板を「フレイル」に!医療的 ケア児等の支援開始!

自由民主党目黒区議団 河野 陽子 議員

<区における「フレイル※」対策につい て>

国は健康寿命延伸の鍵は「フレイル予 防」とし、対策事業を本格始動させてい る。(1)区は「フレイル」をどのように 捉え、「フレイル予防」に対しどのよう な啓発・事業展開を考えているのか問 う。(2)今後地域総合事業の中で「フレ イル予防」事業を着実に実施する体制 を確保すべきだが見解を問う。(3)現 役世代の生活習慣病対策から[フレイ ル」対策へ徐々に移行することが重要 とされる区民の更なる健康寿命延伸の ため、前期高齢者から「フレイル」対策 を講じるべきだが区の考えを問う。

区長 (1)心身の衰えに加え、社会性の 衰えも含まれると考え、「介護予防通 信」を発行し普及啓発に努めている。自

立支援・介護予防・重度化防止の観点か ら事業展開を図っていく。(2)医療関係 者や介護事業者等との連携・協力や、 地域の自主的な取り組みへの支援によ り、介護予防とそれに関連する事業を 着実に実施していく。(3)高齢期に入る 前からの取り組みも重要であると考 え、「健康づくり実践ガイド」などを通 じて広く区民の皆さんにお伝えしてい く。幅広い年代に向けたフレイル予防 の効果的な取り組みをさらに検討して

<医療的ケアが必要な児童などへの支 援について>

区は33年度までに医療的ケアが必要 な児童等への支援体制を構築するとし ている。(1)就学前・後の療育体制整備 にあたり、具体的に何人ぐらいを想定 しているのか伺う。(2)支援体制構築 をどのように進め、現時点でどのよう な課題が見えてきているか伺う。 区長 (1)就学前の児童発達支援では、

1か月あたり10名の利用を見込んで いる。就学後の放課後等デイサービス では、具体的な人数を今後検討してい く。(2)30年度に関係機関による協議会 を設置し、支援体制を構築し、児童発達 支援等を着実に実施する。家族の負担 軽減を図り、孤立しないよう地域の理 解を深めることが課題。

【用語解説】

※ フレイル:加齢とともに筋力や認知機能な どが低下し、心身が衰えた状態で、要介護 状態になる一歩手前。

教育環境の更なる充実をは

公明党目黒区議団 山宮 きよたか 議員

<小学校午前5時間制について> 区内6校が実施しているが、その効果 検証と今後の取り組みについて伺う。 教育長 文部科学省による調査研究の 委託を受け、現在検証中である。検証結

かれ!

果を基に魅力を拡げ、校数の拡充を図る。 <理数教育の充実について> 「学ぶ楽しさ」を実感できる授業展開

や実験教室の実施について伺う。 教育長 「わかる授業」の展開や体験的 な実験教室の実施に向けた取り組みを 充実していく。

<防災教育の推進について> 発達段階に応じた防災教育の取り組み

教育長 発達段階に応じた計画的な 防災教育により、自ら判断し主体的か つ適切に行動する児童・生徒を育成す

<異常気象の影響による教育現場での 対応について>

大雪による影響から「子どもの安全安 心を確保する」取り組みについて伺う。 教育長 正確な気象情報の把握に努

め、学校、保護者等との連携により、生 徒・児童の安心・安全に努めていく。

<野菜の値段高騰による学校給食への 影響について>

食材の確保難や給食経費の増額など懸 念される。現在の対応と今後の取り組 みを伺う。

教育長 食材の価格上昇分をそのま ま給食費に転嫁し、保護者に負担を求 めることは、適切ではないと考えてお り、現時点において標準給食費の値上 げは予定していない。

生活福祉委員会及び議会運営委員会の視察について、お知らせします。

目黒区議会では、自治体等の先進的な取り組みを区政に役立てるため、視察を行っています。

委員会名 視察日	視察先	視察事項	報告
生活福祉 2月1日(木)	神奈川県小田原市	子とも発達相談窓口事業	臨床心理士等が行う子ども発達相談窓口と、動作機能向上を目指す児童発達支援サービス事業所を視察した。
議会運営	長崎県長崎市	長崎市議会BCP(業務継続計画)	大規模災害等の緊急の事態が発生した際に、被害の拡大防止及び議会機能の早期回復を図る取り組みを視察。
3月26日(月)	長崎県諫早市	タブレット端末導入	議会や委員会で使用する資料等をデータ化し、情報の共有化やペーパーレス化への取り組みを視察。
~3月27日(火)	佐賀県佐賀市	佐賀市議会ICT推進基本計画	市民への情報発信や意見集約、議会内情報の一元化と資料のデジタル化等を促進する取り組みを視察。



コールセンター活用で、税金 に見合う便利な役所へ!

先進自治体を目指した手法、

自由民主党目黒区議団 鈴木 まさし 議員

動や運用支援に取り組め。

視点、施策で課題解決へ

日本維新の会目黒区議団 山本 ひろこ 議員

<夜間休日こそ問い合わせできるべき> 台風や大雪など災害時こそ、翌朝の対 応を確認したいもの。そもそも平日昼 間は大半の人は仕事中。高い税金に見 合わない不便なサービスでよいのか。 区長 ホームページの「お問い合わせ

メール」や宿直の職員配置等により、夜 間、休日においても、一定程度はお問い 合わせができる体制を整備していると 認識している。

<待機児童対策は新たな手法が重要>

国は子ども・子育て支援法の一部改正

により企業主導型保育事業を創設し、

5万人分の受け皿を整備する。企業主

導型保育所は、設置地域に住む児童も

入所できるため、認可保育所に入園で

きなかった児童の受け皿となる。地域

くネットの時代だからこそ、声を通じ たコミュニケーションを!>

ネット上で、いつでもどこからでも行 政の手続きが可能でも、誰もが使いこ なせるわけではない。いつでもどこか らでもサポートする体制が必須。また、 コールセンターで応対記録を蓄積し、 データに基づく施策を行なうべき。

区長 電子申請ではパソコン操作に不 慣れな方用にヘルプデスクを設けてい

入所枠を設ける事業者への区内誘致活

区長 制度の創設からまだ日が浅いこと

もあり、企業主導型保育所の現状と地域

枠の効果的な活用等の課題についてさら

に検討を進める必要がある。企業主導型

保育所の整備促進により、地域の保育の

るが、ホームページがより分かりやす いものになるよう、表現・内容等を研究 していく。また、コールセンター設置に よる利便性が高く、アクセスしやすい 窓口サービスは理想ではあるが、現実 的には課題が多いものと考えている。

<電話交換台委託費の2,500万円は 妥当なのか?>

> 単なる電話取り次ぎに限定した交換台 業務に年間2.500万払うよりも、コー ルセンター導入で、窓口業務など複合 的な役割を担わせ、役所の職員は専門 的行政事務に集中するべき。一番コス トがかかるのが人件費。民間との役割 分担で、税金を有効活用しなければ、福 祉サービスが成り立たない。

区長 区民の利便性や業務効率を高め ることは重要なことであるが、コール センターの職員は個人情報を含む専門

受け皿の拡大が見込まれるので、今後、

具体的な支援策も含めて検討していく。

設置し、実態調査の結果や区民の方から

の相談等から把握した区の特性を踏ま

えた空家等対策計画の策定に向けた取

り組みを順次進めていく。また、関係所管

で連携し、引き続き空家に対する問い合

わせや、区民要望に適切に対応していく。

的な相談や意見・要望は扱えないとい う制約があること、相当の初期投資と 運用経費が必要となることなど、コー ルセンターの導入については課題も多 いことから、他区の動向も注視しなが ら、引き続き調査研究していく。

<固定資産台帳は大事なチェック資料> 新公会計制度で、複式簿記導入によ り、固定資産台帳ができているはずだ が、公開されていない。区有施設見直し においても、I T機器の資産管理にお いても、妥当性のチェックのために見 える化すべき。

区長 固定資産台帳と施設白書等と は、直接結び付ける仕組みとはしてい ない。IT資産の管理については、基幹 系システムのように情報課で管理する ほかに、個別システムごとに「システム カルテ」を作成して管理を行っている。

<公立中学の魅力づくりは外部指導員 活用の施策が重要>

<空き家対策は増やさない視点が重要> 文科省は、部活動の適正化を進めている 教育委員会を対象に外部指導員の配置 空き家等実態調査と空き家の可能性 がある住宅の動向調査の結果を踏ま に係る経費の一部補助を開始する。区内 えて、目黒区空き家対策計画を策定せ 公立中学校の魅力づくりに向けて、国の制 度を活用し、人材確保や育成を目的とした よ。特に、高齢者単身世帯が住む住宅を 新たな空き家にしないため、高齢福祉 求人活動支援、研修機会提供に取り組め。 課と情報連携する仕組みを構築せよ。 教育長 今後、部活動指導員の配置基 区長 30年度には空家等対策審議会を

準や服務、研修等を明確にしていく。生 徒が自主性を発揮し、主体的に部活動 に取り組み、充実した活動を継続して 行える環境を整備するとともに、教員の 働き方改革の観点も踏まえながら、部 活動指導員を早期に導入し、区立中学 校の一層の魅力づくりにつなげていく。

地方消費税の清算基準の見直しに関する意見書

地方分権の更なる推進と財政自主権の確立により、自らの権限と財源に基づく行財政運 営を行うことは、地方が自主性・自立性を持って課題の解決を図る上で必要不可欠です。し かしながら、国はこれまで、受益と負担という地方税の原則に反し、地方自治の本旨にもと る不合理な偏在是正措置により、2.2兆円もの都民の貴重な財源を収奪してきました。特別 区においては、法人住民税の一部国税化の影響により、年あたり約628億円の減収見込と なるなど甚大な影響がでています。本区においても、法人住民税の一部国税化の影響は、年 あたり17億円余もの減収となっており、全く看過できるものではありません。

地方自治体は、教育や産業振興など様々な行政サービスを担っており、また、本区を始め とする特別区においては、待機児童の解消や高齢者対策の推進、首都直下型地震への備え など、直面する課題への対応に着実に取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリ ンピック競技大会に向けた準備など、日本の成長につながる施策を積極的に展開すること が求められています。地方が、それぞれの地域の実情に応じ、これらの施策を着実に展開し ていくためには、地方の税財源を維持・拡充していくことが不可欠です。

平成29年12月22日に閣議決定された平成30年度税制改正大綱では、都を始めとする大 都市から税収を搾取することを意図し、地方の自主財源である地方消費税の清算基準につ いて、消費に関する「統計」の比率を下げ、代替指標である「人口」の比率を高めるなどの見 直しが盛り込まれています。そもそも、地方消費税の清算基準は、税の最終負担者である消 費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるという趣旨にのっとり、そ の運用を図るべきものであり、地方間の税収格差という論点に基づき、見直しが議論され るべきものではありません。こうした本質を顧みず、国による見直しが強行されれば、地方 財政への影響が強く懸念されることはもとより、地方消費税が、地域での消費活動の活性 化が税収に反映されるという[地方税]としての意義を失い、地域活性化に向けて地方が積 み重ねた努力が全く報われない仕組みとなることが危惧されます。

よって、目黒区議会は、国に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

- 地方消費税の清算基準については、税収の偏在是正を目的とすることなく、最終消費 地と税収の最終的な帰属地を一致させるという制度本来の趣旨を踏まえ、基準の精緻
- 2 消費の代替指標である「人口」の比率を殊更に引き上げることは、地方分権の流れに逆 行するものであり、行わないこと。
- 消費の代替指標である「従業者数」は、勤務地等における消費活動を反映させる重要な 指標であり、引き続き用いること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月8日

目黒区議会議長 佐藤 昇

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、社会保障·税一体改革担当大 臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(地方創生)あて

骨髄移植ドナーに対する支援の充実を求める意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性の血液疾患等に対する有効な治 療法と言われている。この治療には安全な骨髄及び末梢血幹細胞の安定的かつ公平な提供 と、任意による提供の保証が確立されなければならない。そのために「移植に用いる造血幹 細胞の適切な提供の推進に関する法律」(以下「法」という。)が制定され、公益財団法人日本 骨髄バンクが主体となって、広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼びかける骨髄 バンク事業(以下「本事業」という。)が、実施されている。

本事業におけるドナー登録者数は平成29年12月末現在で48万人を超え、患者とのヒト 白血球抗原(HLA)の初回検索適合率は9割を超えているが、移植率は6割未満にとどまっ ている。つまり多くの善意に支えられて、移植可能性が高いにも関わらず実際の移植に至 る数は少ない。その要因は様々にあるが、ドナーの健康問題という制度の根幹にかかわる 当然の要因は別として、被雇用者がドナーとなる場合の、本人及び事業者の負担について

本事業では、骨髄等の提供のための検査や入院等の費用について、ドナーの負担はない。 また万一、骨髄等の提供に伴う健康被害が生じた場合でも、骨髄バンク団体障害保険によ る保険金が支払われる。このようにドナーに負担をかけない制度になっていることは法の

一部の地方公共団体や企業を除いて行われていない。

これは善意の提供者による有給休暇などの活用に頼った制度設計である。この仕組み は、経済活動の現場においては、善意の提供者(被雇用者)とその理解者(事業者)に負担を 強いることになってしまっており、なかでも我が国の企業の大半を占める中小企業におい ては、善意の提供者(被雇用者)が、職場への遠慮等、提供に必要な休暇の取得等を躊躇する 要因があるばかりでなく、派遣労働を含め雇用形態が多様化し、経済情勢も日々変動して いるなか、休暇の取得自体が利益減(収入減)に直結する中小企業事業者も少なくない。 目黒区は、法の制定趣旨に鑑み平成29年度に提供者と事業者に対する補償事業を実施

している。全国的にドナーが安心して骨髄等を患者に提供できる仕組みが求められている 今日、この制度は法の趣旨からも、自治体間の公平を図る上からも全国的に実施されるべ きものである。

よって目黒区議会は、国及び政府に対し、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーが 骨髄等の提供に伴う入院、打合わせ等のために休業する場合の補償制度を創設するよう強 く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月8日

目黒区議会議長 佐藤 昇

しかし、ドナーが検査や入院等で仕事を休業した場合の、本人及び事業者への補償は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣あて

国有地の更なる活用のための減免措置の拡充 及び要件緩和を求める意見書

一億総活躍社会の実現に向けて、少子高齢化対策は最も重要な課題であり、且つ緊急な 対策が求められているところです。目黒区においても、待機児童数が平成29年4月時点で 617人と全国ワースト3位となり、更なる保育所整備が必要となっています。また、特別養 護老人ホームへの入所待ちも800人近くにのぼり、早急な施設整備が求められています。

こうした状況の中で、目黒区では、未利用国有地の管理処分方式の多様化に伴い制度化 された定期借地権方式を活用して、保育所、及び特別養護老人ホームの整備を行っており、 今後も国有地を活用した更なる施設整備が望まれています。 一方で、現行制度では、土地貸付料について一部を除き減免制度の適用を受けないこと、

貸付期間が30年以内となっていることなど課題も見られます。 また、目黒区では、今後大規模国有地が出てくることが予想されますが、定期借地権方式 は、現在、社会福祉施設等にしか認められず、地域住民の要望も踏まえた一体的な街づくり の視点での活用にも課題が浮き彫りとなっています。こうした課題は一自治体の問題では なく、大都市圏の自治体に共通の問題と思われます。

国有地の更なる活用は、地方自治体の喫緊の課題解決に資するだけではなく、国策にも 十分資するものです。

よって、以下の点について強く要望すべく、地方自治法第99条に基づく意見書を提出い たします。

定期借地方式による社会福祉施設等の整備にあたっては、国有財産特別措置法の趣旨 を踏まえ、無償貸付の適用、又は減額貸付の適用範囲の拡大を行うこと。 国有地の定期借地権の期間設定について、改正借地借家法の趣旨を踏まえ、期間の延

長(50年程度)を行うこと。 大規模国有地の活用にあたっては、地域の街づくりの観点からも定期借地権方式によ

る整備に際して、社会福祉施設等以外にも一定の条件で、活用を可能とすること。 その他、社会福祉施設等整備促進のための国有地活用に向けた各種優遇措置を講ずる

平成30年3月23日

目黒区議会議長 佐藤 昇

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて